

中央地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会が開設する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行なう指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行なうものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なうものとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行なうものとする。

4 事業の運営に当たっては、豊中市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

5 上記のほか、「豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年豊中市条例第65号。以下、「条例」という。）」を遵守するものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 中央地域包括支援センター
- (2) 所在地 豊中市中桜塚二丁目28番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤1名）

管理者はセンターの担当職員の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の

把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 担当職員

保健師 3名 (常勤)

看護師 1名 (常勤)

介護支援専門員 7名 (常勤5名、非常勤2名)

社会福祉士 2名 (常勤2名)

担当職員は要支援者からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス計画の作成、サービス調整業務、要支援者等へのモニタリング等一連のマネジメント業務に従事するものとする。

2 センター管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 条例第32条から第34条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者からの介護予防サービス計画作成依頼等に対する相談対応
当センター内相談室又は利用者の自宅とする。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握するものとする。

3 介護予防サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された支援すべき総合的な課題に基づき、利用者の目標を達成するために行うべき支援内容及びその達成時期、目標を達成するための支援の留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議等の実施

介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 介護予防サービス計画の確定

担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付するものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況や利用者についての支援すべき総合的な課題についての把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(利用料金等)

第7条 指定介護予防支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする
- 2 提供した指定介護予防支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収証及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊中市全域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 指定介護予防支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 センターは、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、サービス提供中に、当該センター担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第13条 センターは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 センターは、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 センターは、介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 本センターは、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、担当職員との雇用契約の内容とする。

5 センターは、指定介護予防支援に関する条例で定める記録を整備し、条例で定める日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は豊中市、社会福祉法人会長及び

当センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月18日から施行する。